



(公印省略)
医第1355号
平成27年6月2日

各政令市衛生主管課長 様

兵庫県健康福祉部健康局医務課長

看護師等の人材確保に関する事項の施行について (送付)

標記のことについて厚生労働省医政局看護課長から平成27年5月21日付け厚生労働省医政看発0521第2号により連絡がありました。

看護職の離職時の届出制度は「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の一部改正により平成27年10月に施行となります。届出の促進についてご理解をいただくとともに、関係機関への周知にご協力よろしくお願ひします。

記

<届出制度の概要> (別添写参照)

- 趣 旨：看護師等の確保を図るため、都道府県ナースセンターが離職した看護師等を把握し看護師等の復職支援を推進していく。
- 届出の対象者：①病院等を離職した場合
②看護師等の業務に従事しなくなった場合
③看護師等の免許を受けた後、保健師助産師看護師法の業に直ちに從事する見込みのない場合
- 届出内容 ・氏名、生年月日、住所
・電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報
・保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍の登録番号及び登録年月日
・就業に関する状況
- 届出方法：インターネット等の電子入力システムを活用する。
- 病院等の開設者等による届出の支援
病院や学校養成所は、届出制度について看護師等が離職する場合に届出について情報提供し、届出を促すことや当該看護師等の同意の下、当該看護師に代わって都道府県ナースセンターに届け出ること。